

これまでの取組

平成7年「建築物の耐震改修の促進に関する法律」制定

※旧耐震基準の特定建築物(不特定多数の利用者、3F以上、床面積1,000㎡以上)

※本庁舎該当⇒耐震改修の努力義務

平成8年「耐震診断と躯体調査」実施

※南北方向 Is 値 1F (0.49) 2F (0.58) 3F (0.62) ⇒ ●

※東西方向 Is 値 1F (0.89) 2F (0.92) 3F (1.20) ⇒ ○

※一般的な Is 値 0.6 (地震の振動、衝撃に対し倒壊、崩壊の危険性が低い)

※コンクリートの「圧縮強度」、「中性化深さ」とも特に問題なし

平成18年8月「柏原市役所市庁舎における耐震・防災検討会」開催

※副市長と関係課職員8名、市議会5名(各会派代表)

※H18.8、H19.4、H20.5と計3回開催

※継続検討

平成24年「耐震診断と躯体調査」実施(平成8年と比較して全体的に性能低下)

※南北方向 Is 値 1F (0.22) 2F (0.39) 3F (0.20) ⇒ ●

※東西方向 Is 値 1F (0.60) 2F (0.57) 3F (0.75) ⇒ ●

※コンクリートの「中性化深さ」が進行

平成25年7月「柏原市役所庁舎における耐震・防災対策を踏まえた今後のあり方検討会」開催

※副市長と関係課職員8名、市議会5名(各会派代表)

※H25.7、H25.12、H26.1、H26.6、H26.7、H26.8の計6回開催

(うち2回、耐震化庁舎と建替え庁舎を視察)

※耐用年数が残り15年程度で、耐震改修後、直ぐに建替え等の検討が必要となるため、耐震改修以外の方法で庁舎整備を検討